別記様式(第三十二条関係)

(裏　面)

第　　号

年　月　日交付

厚生労働大臣印

石炭鉱業年金基金法(抄)

第三十一条　厚生労働大臣は、基金について、必要があると認めるときは、その業務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして基金の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2　前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(表　面)

第三十八条　第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした基金の役員又は職員を六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

石炭鉱業年金基金検査証

写真

官職又は職名

氏　　名

(　　年　　月　　日生)

備考　この証は、A列7番の大きさとし、厚紙を用い、中央の点線のところから二つ折とすること。